

BTMU CHINA WEEKLY

発行：三菱東京UFJ銀行 国際業務部 中国業務支援室

編集：三菱UFJリサーチ&コンサルティング 海外アドバイザリー事業部 中国グループ 情報開発チーム

EXPERT VIEW: 販売機能の統合

2004年6月1日に施行された「外商投資商業分野管理弁法」により、外国企業もその100%の投資により、中国国内で各種の販売経営活動に従事する会社を設立することができるようになりました。また、既に中国に複数の会社を設立・運営している日本企業においては、中国の企業グループをどのように効率的に運営し、企業グループとしての収益性を高めていくのが課題と認識されています。こうした観点から、近時、資本的な再編成を含む企業・組織再編手法が各検討され、かつ、実行されています。今回は、いわゆる製販分離による企業・組織再編のうち、生産に従事する会社の販売機能を製品販売に従事する会社に統合する方法を検討します。

Q: 当社は、中国に製品生産に従事する独資会社(以下「生産現法」といいます。)を3社設立し、経営してきましたのですが、このたび、製品販売に従事する独資会社(以下「販社現法」といいます。)を設立しました。企業グループの効率的運営の観点から、生産現法の販売部門を販社現法に統合することを検討しています。販社現法が依頼している現地のコンサルタントから、「中国では生産現法の販売事業を切り出して、販社現法に統合することが困難なので、個々の事業ごとに事業譲渡をするほかない。」とのアドバイスを受けたとの報告がありました。上記のアドバイスは、どのようなことを言っているのでしょうか？

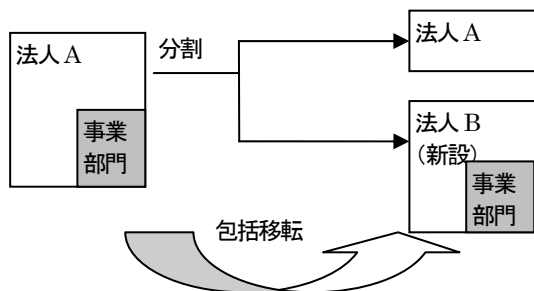
A: 生産現法3社の販売部門をそれぞれ販社現法に承継させる方法としてまず思いつくのは、①会社分割によって販売部門を販社現法に統合すること、又は②事業譲渡によって販売部門の事業を販社現法に承継させること、でしょう。このうち分割は、事業に含まれる権利義務の包括的移転を生ずること、受入側において対価としての資金を用意する必要がないというメリットがあります。ただし、中国において、外商投資企業の分割は、限られた形式によってしか認められません。

講学上、分割にはいくつかの分類があり、分割する事業を既存の会社に取り継がせる分割を吸収分割、分割によって新たに設立される会社に取り継がせる分割を新設分割といいます。本件の販社現法は既存の会社であるため、この販社現法に販売部門を「分割」によって承継させるのであれば、その分割は吸収分割に該当することとなります。

しかしながら、現在、中国には外商投資企業の吸収分割を法的に根拠づける規範及び制度を欠いており、現行制度上、中国において外商投資企業が吸収分割を実行することは困難と言わざるを得ません。そこで、所期の目的を達成するためには、手続的、対価的負担はあるものの、事業譲渡の方法がより実行可能性が高い方法といえます。コンサルタントのアドバイスは、上記の点を念頭になされたものと思われる。

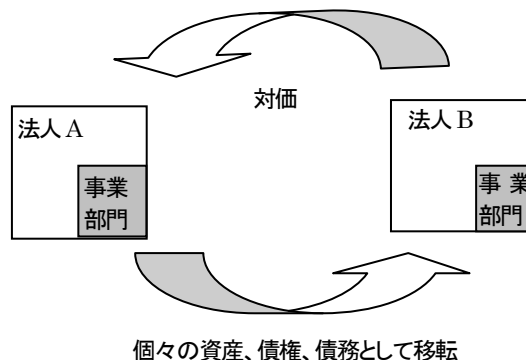
会社分割（組織法上の行為）

* 中国において実行可能な分割（吸収分割でない分割）のうち、分割後も分割会社（法人A）が存続する場合



* 中国の現行法上、法人Aの出資者が分割後の法人Bの持分を保有することが想定されている。

事業譲渡（取引上の行為）



1 会社分割と事業譲渡について

会社分割と事業譲渡の主な違いは、①対価としての資金の要否及び②債務の移転にあたっての債権者の個別の同意の要否にあります。具体的には、

① 会社分割は権利義務の包括承継を伴う組織法上の行為であり、事業の受入側の会社において対価としての資金を準備する必要がないのに対し、事業譲渡は取引上の行為であり、事業の受入側の会社において対価としての資金の準備を要する(従って、受け入れる事業が大規模な場合には、資金調達に困難が生ずるおそれがある)こと、

② 権利義務の包括承継という効果を生ずる会社分割の場合には、債務の移転にあたり、債権者の個別の同意を得る必要がない(代わりに公告等の債権者保護手続の処理を要する)のに対し、事業譲渡はあくまでも個々の権利及び義務の譲渡として構成されるため、移転する債務の債権者全員から個別に同意を得る必要があること、が主な相違点といえるでしょう。

2 吸収分割の実行困難性

上記1でみた会社分割と事業譲渡の相違からみると、一般的には、会社分割の方が、事業譲渡に比して軽い資金負担及び手続負担で処理することが可能といえます。本件でも、生産現法の販売部門を既存の販社現法に会社分割(吸収分割)の方法で統合することができれば理想的です。

しかしながら、現行の中国の会社分割制度のもとでは、会社分割(吸収分割)によって本件の上記の統合を実施することは困難と言わざるを得ません。その理由は、外商投資企業の分割制度では、分割によって新たな会社が設立されることを想定しており、分割対象事業を「既存」の会社に承継させる、いわゆる吸収分割は、法律の文言上、又は制度上、想定していないと解されるためです(*1)。過去の実務においても、外商投資企業が吸収分割を実行した例は、おそらくないのではないかと思います。

事業承継の対価たる資金を準備することなく、また、債権者の個別の承諾を得ることなく効果的にその事業を切り出し、他に移転する点に分割の意義があることからすると、既存の会社に事業を承継させることを想定しない中国の分割は、分割の意義の多くを自ら削ぎ落としている感があり疑問なしとしないものの、法律上又は実務上吸収分割の方法を採用することができないとすると、本件では、前述した事業譲渡の方法によって、生産現法の販売部門の販社現法への承継を実現させるのが、手続的、対価的負担はあるものの法制度の面からは現実的ということになります(*2)。

(*1)「対外貿易合作部及び工商行政管理総局の外商投資企業の合併及び分割に関する規定」(以下「合併分割規定」といいます。)第4条は、「存続分割とは、1つの会社が分離して2つ以上の会社となり、本会社は引き続き存続し、かつ、1つ以上の新たな会社を設立することをいう。解散分割とは、1つの会社が分離して2つ以上の会社となり、本会社は解散し、かつ、2つ以上の新たな会社を設立することをいう。」と規定し、分割の結果新たな会社が設立されることを想定しています。また、「会社法」等、合併分割規定以外の中国の法規にも吸収分割を基礎づける規範は見当たらないこと、外商投資企業の分割は審査認可機関の認可を要する行為であるところ、吸収分割の場合を想定した、事業を承継する側の会社の審査認可手続が見当たらないことも、吸収分割という手続を法が想定していないと思われる理由のひとつです。吸収分割を明確に禁止する規範はないものの、これを基礎づける規範及び手続的前提もまたないというのが法の現状であり、このような現状を前提に、外商投資企業の審査認可実務において、吸収分割という非定形的な分割方式に審査認可機関が柔軟に対応するかどうかともまた疑問のあるところです。

(*2)中国において、合併と分割を同時に実行することによって、存続分割と実質的に同様の効果を生じさせることができないかも検討を要しますが、合併と分割の同時実行も、審査認可手続を基礎づける規範がなく、操作性を欠くのが現状です。過去の商務部への非公式の電話ヒアリングにおいても、合併と分割の同時実行は法的な根拠がなく実行困難との回答がなされたケースがあります。

3 事業譲渡による販売部門の統合

前述のとおり、事業譲渡は個々の権利及び義務の譲渡として構成されます。従って、譲渡当事者は、対象となる事業のうち、譲渡対象とする資産(及び負債)等を合意によって選別し、「契約法」等の規定に従って

これらを譲渡することとなります。とはいえ、全体的には一つの事業部門の譲渡となるため、単純な売買契約等とは異なる配慮が必要です。例えば、次の点には留意を要します。

- (1) 譲渡対象となる資産の売却・譲受にあたり社内で経るべき手続
中国において事業譲渡は、日本法と異なり「会社法」等による事業の包括的譲渡行為とは基礎づけられておらず、事業譲渡にあたって、社内で出資者会、董事会、経営管理機構のいずれのレベルで決定すべきかを定める規範はありません。この点、定款の定めにもよるものの、全体として一つの事業部門の譲渡となるようなケースでは、もはや日常経営管理事項の範囲内とはいえ、現有財産及び経営に重大な影響を与える事項として、出資者会又は董事会レベルの決議が必要になると考えるのが合理的です。
- (2) 既に締結された契約関係の処理に関する事項
移転される事業には、第三者との間で既に締結した契約(取引関係)の移転も含まれるものと思われます。既存の契約を事業譲渡の譲受人に移転させるのであれば、既存の契約の相手方当事者の同意を得てこれを移転するか、又は、一旦契約を終了させ、事業を譲り受けた会社と改めて新たな契約を締結するかによって処理する必要があります。
- (3) 従業員の移管に関する事項
事業の譲渡に伴い従業員も移管する場合には、従業員の労働契約を譲渡人において一旦(理論的には経済補償金を支払って)解除し、譲受人の側で改めて労働契約を締結することとなります。この際、移管後の待遇、解除にあたっての経済補償金の処理方法等について事業譲渡の譲渡人・譲受人間のみならず従業員も含めて合意を得ることが必要になります。
- (4) 分公司等の閉鎖・開設手続について
譲渡対象となる事業に分公司が従事する事業が含まれるとしても、譲渡人と譲受人は別個の法人格であることから、譲渡人の一部である分公司をそのまま承継することはできません。この場合、まず、譲渡人の既存の分公司を閉鎖する手続(総機構において変更登記手続、分公司において抹消登記手続)をし、譲受人において分公司を新設する手続(分公司開設については本誌 2008 年1月 16 日号参照)が必要になります。
- (5) 特別な業務の許認可について
許認可は、申請者に対し付与されるもので、これを合意によって他者に移転することはできません。許認可を要する事業を移転する場合には、譲受人の側で再度その許認可を取得することが必要となります。

なお、上記のほか、外商投資企業が事業を譲り受ける場合には、「外国投資家の国内企業買収規定」(以下「買収規定」といいます。)の適用可能性を検討する必要があります。「買収規定」は、国内企業(外商投資企業を含むと解されます。)から買収した資産を運用して事業を実施する外商投資企業を設立するケースが適用対象となると解されることから、既に(事業譲渡とは関係なく)販社現法を設立している本件ではその適用がないと考えられますが、「買収規定」の適用対象は必ずしも明確でなく、商務部門により判断が分かれる可能性があるため、買収した資産を運用して事業を実施することを想定して外商投資企業を設立するケースでは、「買収規定」の適用の有無を商務部門に確認のうえ実行するのが現実的と思われます。

4 事業譲渡における課税関係

事業譲渡において考慮すべき主な税金には、譲渡損益にかかる企業所得税と、資産譲渡に伴う流通税(増値税、営業税)等があります。

- (1) 企業所得税
事業譲渡により生産現法に譲渡益又は損失が生じた場合には、これを当期の課税所得の計算に算入して企業所得税を納付します。なお、簿価を上回る価格で譲渡をした場合には、その分課税所得が増加するほか、超過収益力として営業権(商誉)が認識され、その譲渡について営業税が課税される可能性も生ずるため、本件のようなグループ内取引の場合には、営業権を認識しないよう事業譲渡の対価を決定するケースが通常と思われます。
- (2) 流通税
 - ① 増値税: 中古資産の譲渡に関しては、増値税の税率は増値税一般納税者であるか、小規模納税者

であるかにかかわらず一律に2%となりますが、この場合、一般納税者であっても仕入税額控除をすることができないとされています(「財税(2002)29号」)。なお、増値税の課税対象となる場合であっても、(a)企業の固定資産目録に記載されている物品であること、(b)企業が固定資産として管理し、かつ、既に使用済みの物品であること、(c)販売価格がその原価を超えないことの3要件を満たす資産については、現時点においてその譲渡について増値税が免除されると解されます(「国税函発(1995)288号」第11条、「(94)財税字第026号」第10条)。

②営業税:譲渡対象資産のうち、土地使用权、特許権、非特許技術、商標権、営業権(商誉)を譲渡する場合には無形資産の譲渡として5%の営業税が課税されます(「営業税暫定施行条例」等)。

③ 企業の全ての財産所有権を譲渡する場合には、営業税、増値税の課税対象としないとの規定があります(「国税函(2002)165号」、「国税函(2002)420号」)。これらの規定は、企業の全体財産を譲渡する行為には個々の資産の譲渡と異なる企業再編的側面があることに着目し、これを課税対象行為から除外したものと推測されることから、同様の側面を有する本件にも上記規定が適用される余地がないかが気になります。ただ、これらの規定はいずれも、文言上、企業の全ての財産所有権を譲渡する場合を対象としており、生産現法の販売部門のみを譲渡するケースを直接には適用対象としていません。疑問はあるものの、本件のような販売部門のみを譲渡するケースでは、上記の規定の適用は受けないと考えておくのが無難と思われます。

(3) その他

生産現法が既に生産型企业としての税務上の優遇を受けている場合、販売部門の譲渡によって税務上の優遇に変化が生ずるかも懸念されますが、生産現法が生産業務に変化がないのであれば、引き続き当該優遇を享受することが可能と解されます。ただし、「企業所得税法」の制定に伴い、経過措置が設けられている優遇措置については、当該経過措置に従います。

露木・赤澤法律事務所
弁護士 赤澤 義文
弁護士 中島 あずさ

CHINA WEEKLY

WEEKLY DIGEST

【経済】

◆**第2四半期のGDP成長予測10.8%**: 国家信息中心は6日発表した「2008年第2四半期マクロ経済分析予測報告」で、第2四半期のGDP成長率を前年同期比10.8%増と予測。景気は過熱でも冷え込みでもなく、比較的安定推移を続ける一方、インフレ圧力の増大が最大懸念で、インフレ抑制が喫緊の課題との見方を示した。また、マクロ政策の重点として財政補助の範囲拡大、海外からの資金流入の管理強化を挙げた。なお、その他指標の予測は、消費者物価指数が僅かに減速して7.5%、輸出がやや鈍化して20%増、輸入は引き続き堅調で25%増、貿易黒字は18億米ドル増の680億米ドル、都市部固定資産投資は高い伸びが続き27.5%増。

【産業】

◆**国家アウトソーシング研究センター 上海浦東に設立**: 4月23日、国内初となる国家級サービスアウトソーシング研究センターが上海浦東新区の金橋に設立されることが発表された。同センターは、商務部の委託を受け、サービスアウトソーシング事業に係わる国家基準の制定、政策研究、市場分析、白書の編集等を行うもの。商務部は、同センターにサービスアウトソーシング産業の発展を牽引させることで、経済構造の転換を促進し、地域間の協調的な発展、環境型社会の実現を目指すとしている。

◆**広州にアニメ産業基地が誕生**: 5月4日、広州市従化のアニメ産業基地の起工式が行われた。アニメ産業基地の面積は約110ヘクタール、総投資額は20億元に上り、今後、教育トレーニング、アウトソーシングサービス、国際アニメ等の複数エリアとアニメ体験センターを建設し、アウトソーシングや人材育成を始め、アニメ産業の発展の為にプラットフォーム整備を目指す。既にカナダのアニメ制作会社の進出が決まっており、外資導入による国際競争力の向上も狙う。

【貿易・投資】

◆**「労働契約法实施条例(草案)」意見聴取開始**: 国务院法制弁公室は、今年1月から実施されている「労働契約法」の実施細則にあたる「労働契約法实施条例(草案)」を8日、ホームページ上で公表した。20日迄一般から意見を聴取する。草案は45条からなり、無固定期間労働契約については、雇用主が契約を解除できる条件として14項目を明確にし、労働派遣については、期間を6ヶ月以内とした他、経済補償と賠償金の関係等についても規定している。

◆**広東省 2008年平均給与12%増に目標設定**: 広東省労働・社会保障庁は4月28日、「2008年広東省労働・社会保障事業発展計画」を発表し、2008年の目標について、平均給与12%増、登記失業率3.5%以下、労働契約の締結率95%等の数値を設定した。広東省では2002年から2007年までの間、GDPの倍増に対し、可処分所得は58.9%しか増加しなかったことを受け、同庁は今後平均給与を毎年12%増加させ、2012年には2000年の4倍にする計画を3月に発表しており、今年はその初年度となる。

【金融・為替】

◆**人民元預金準備率 0.5%引上げ 16.5%へ**: 人民銀行(中央銀行)は12日、金融機関の人民元預金準備率を0.5%引き上げ、16.5%とすることを発表した。実施は20日。引き上げは前回の4月25日に続き、今年に入って4回目、2007年以降14回目となる。

◆**香港 人民元の両替コスト増加**: 中国外貨取引センターの通達を受け、中国銀行(香港)有限公司*は人民元業務を取扱う香港の各銀行に対し、5日から人民元の売買レートの差を従来の10ポイントから75ポイントに拡大することを通知した。人民元預金の金利引き上げや人民元相場の上昇期待から、今年第1四半期の香港居住者による人民元預金残高は前年同期比72%増と急増し、人民元の切り上げ圧力が高まっている。両替業務のコスト引き上げにより、人民元上昇圧力を緩和することが狙いという。

* 中国銀行(香港)有限公司: 中国外貨取引センターが指定した香港銀行間人民元建て決済業務を取扱う銀行。

人民元の動き

日付	Open	Range	Close	前日比	JPY Close	前日比	HKD Close	前日比	EUR Close	前日比	金利 (1wk)	上海A株 指数	前日比
2008.04.28	6.9985	6.9985~7.0140	7.0014	-0.0086	6.7083	0.0061	0.8998	0.0007	10.9768	0.0668	2.8500	3645.58	-87.2700
2008.04.29	6.9960	6.9830~6.9960	6.9850	-0.0164	6.7077	-0.0006	0.8968	-0.0030	10.8700	-0.1068	2.9200	3696.74	51.1600
2008.04.30	6.9940	6.9875~7.0015	6.9875	0.0025	6.7170	0.0093	0.8969	0.0001	10.8672	-0.0028	2.9200	3875.22	178.4800
2008.05.05	6.9955	6.9866~6.9982	6.9879	0.0029	6.6390	-0.0687	0.8964	-0.0003	10.8227	-0.0473	3.0000	3946.45	249.7100
2008.05.06	6.9865	6.9839~6.9889	6.9873	-0.0006	6.6711	0.0321	0.8962	-0.0002	10.8270	0.0043	3.2500	3917.70	-28.7500
2008.05.07	6.9840	6.9835~6.9879	6.9871	-0.0002	6.6364	-0.0347	0.8962	0.0000	10.8012	-0.0258	3.0470	3755.65	-162.0500
2008.05.08	6.9980	6.9970~7.0070	7.0052	0.0181	6.7251	0.0887	0.8986	0.0024	10.7388	-0.0624	3.0100	3837.08	81.4300
2008.05.09	7.0025	6.9867~7.0040	6.9918	-0.0134	6.7575	0.0324	0.8965	-0.0021	10.8184	0.0796	3.0000	3791.52	-45.5600

RMB レビュー&アウトルック

4月28日の人民元は、前週末比小幅高となり再び7.0000を上回る6.9985でオープンするも実需筋のドル買いに値を下げる動きとなり、週間安値となる7.0140まで下落した。翌日には根強い人民元需要に一時6.9830まで反発する局面も見られたものの同人民元高値水準では実需筋のドル買いが散発的に見られ、保ち合い推移のまま6.9875で4月の取引を終えた。連休明けの5月5日は米ドルが対主要通貨で買い戻される動きが見られたこともあり中銀公表値は7.0016で発表されたものの日中取引では人民元買い圧力強く、5月7日には6.9835まで上昇した。その後、再び実需筋の大口のドル買いに一時的に7台まで反落する動きも見られたものの結局6.9918まで反発して越週となった。4月の月間上昇率は約0.35%と単月としては1年ぶりの低上昇となったが、1-3月の3ヶ月で約4%の急激な上昇になったことや4月10日に心理的節目となる7.0000を超えた為、一時的に上昇速度が鈍化した格好となっている。但し、急激な人民元上昇や米国景気減速感から輸出が減少する観測も高まっており上昇速度は年初に比べ幾分緩やかになることが予想される。来週は重要経済指標の発表が相次ぐ。これまで食料品を中心に高まっていた物価上昇圧力が原油高を背景として他製品にも波及し始めている懸念もあり、発表指標が注目される。

(市場営業部 為替営業推進グループ グローバル営業ライン)

当資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては、すべてお客様御自身でご判断下さい。当資料は信頼できるとされる情報に基づいて作成されていますが、当行はその正確性を保証するものではありません。内容は予告なしに変更することがありますので、予めご了承下さい。また、当資料は著作権法により保護されています。